

◆農地パトロールを実施しています◆

農地法に基づいて行う「利用状況調査」（農地パトロール）を8月から10月までの間、各地区の農地利用最適化推進委員および農業委員が実施しています。

この調査では、優良農地の確保と遊休農地・違反転用の発生防止および実態把握と解消に取り組むことを目的としています。

令和5年度における農地パトロールの調査結果は次の通りです。

再生可能農地 令和5年度 調査結果			
	田	畑	計
面積	40ha	25ha	65ha
筆数	539	569	1,108

※草刈り等で耕作が可能となる農地のこと

農地パトロールの結果、再生可能な遊休農地と判断された農地については、「利用意向調査」を実施します。この調査は、農地の所有者等へ今後の農地の利用意向を確認するため

に行きます。調査の回答を踏まえ、農地の貸し付け、中間管理事業のご案内を行います。調査書が届きました場合には、提出をお願いします。



農地パトロールの様子

◆農地を相続したら農業委員会へ届け出を◆

4月1日から相続登記が義務化されました。

農地を相続したときは法務局で相続登記の手続きを行い、次に所有権が移転したことを農業委員会へ届ける必要があります。

相続登記をしておく、

- ・ 売買や貸借の手続きがスムーズに行えます
- ・ 次の世代にトラブルなく土地を引き継ぐことができます
- ・ 災害が発生したときに所有者が

特定でき、早期に災害復旧にかかれま

全国でも所有者が特定できない農地による周辺農地への環境悪化が問題となっています。大切な農地を守るために、所有者の届け出をお願いします。

◆農地の適正管理について◆

遊休農地は、病害虫の発生や鳥獣の住処となり、地域農業や周囲の営農環境に悪影響を及ぼします。また、火災やゴミの不法投棄等の原因にもなり、近隣住民の生活環境にも悪影響を及ぼします。

農地は一度荒れてしまうと、再び耕作可能な状態に戻すには、多大な時間と労力、費用がかかります。定期的に草刈りをするなど、農地を適正に管理しましょう。

◆草刈り時には安全対策を◆

ほ場や畦畔等の草刈りを行う際は、ゴーグルやフェイスガードを着し、自分の身を守るとともに、周囲に人や車がないかよく確認しましょう。

また、車等で傍を通行するときはスピードを落とし、草刈り業者と安全な間隔を取るなど、飛び石等事

故やトラブルが発生しないよう気を付けましょう。

刈り取った草は、水路や通路を塞がないよう適正に処分等を行いましょう。

なお、野外焼却（野焼き）は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律により原則禁止されていますが、農業を営むためにやむを得ないもの（草焼き、剪定焼き等）については例外的に認められています。

但し、野外焼却（野焼き）の煙による交通への支障や、洗濯物にススや臭いがつく等の問題も見受けられるため、風向き、場所、燃やす量について、近隣への影響を最小限にする配慮をするともに、火災防止の安全対策にも充分にご注意ください。



草が生い茂り荒れてしまった土地

◆町内視察研修を行いました◆

7月4日（木）、町の農業・農地の状況について情報共有するため、町内各地域を巡回する視察研修を行い、農業委員・農地利用最適化推進委員ら14名が参加しました。

当日は、耕作放棄地から水田へ再生した旧樹園地、ほ場整備した農地や遊休農地など町内全域の状況を確認。各地域の農業委員、農地利用最適化推進委員が担当地域の取り組みや課題等について報告を行いました。

また、牟福地内で農福連携事業を行っている企業を訪問し、関係者と活発な意見交換を行いました。



説明に聴き入る委員たち

農業委員・農地利用最適化推進委員は、日ごろ担当地域を中心に活動を行っているため、初めて訪れる地域もありました。町内の実態を見ながらの情報交換は、各委員にとって大変有意義なものとなりました。

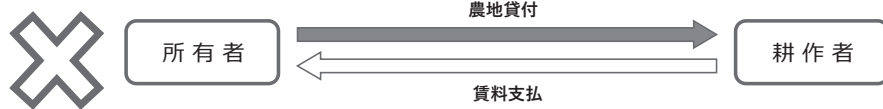
◆農地の貸し借りの手続きが変わります◆

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法（以下、「基盤法」という。）が改正されたことに伴い、基盤法による農地貸借（いわゆる相対での農地の貸し借り）は令和7年3月末で廃止となります。令和7年4月からは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農地中間管理機構※1を介した農地貸借に一本化されます。

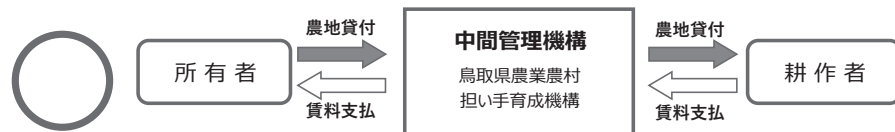
貸借の受付については、引き続き農業委員会で行います。基盤法（相対）で行われていた貸借の更新を行う場合は、農地の受け手が「地域計画※2（目標地図）」に農業を担う者として記載されていれば、引き続き貸借を行うことができます（記載がない場合でも、地域計画を変更すれば貸借ができます。）

これまでの契約は、基盤法で既に結ばれている契約

○農業経営基盤強化促進法（基盤法）による貸し借り ⇒ 令和7年3月まで



○農地中間管理機構を経由した貸し借り ⇒ 令和7年4月から



10日に引き落とし、所有者の口座へ毎年1月末に振り込みます。（※令和7年分の賃料から変わります。）

なお、耕作者から所有者へ賃料を直接支払ったり、物納も取り扱いません。

※1 農地中間管理機構とは

所有者から耕作者へ農地の集積・集約化を進めるための受け皿となる組織です。鳥取県では、「鳥取県農業農村担い手育成機構」が知事の指定を受けています。

※2 「地域計画」とは

農業者の減少や遊休農地の拡大などにより、今後、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。そのため、地域で話し合いを行い、農地の集積や集約によって目指すべき将来の農業や農地利用の姿を明確化したものが地域計画で、町は令和7年3月までに計画を策定することを目指しています。

は、期間満了までは有効です。
利用手数料は、事務手数料等は一切かかりません。
賃料については、賃料は耕作者の口座から毎年1月

詳しくは農業委員会へお問い合わせ

ください。

☎76-0207